

目次

I. 四半期開示の見直し

II. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正等について

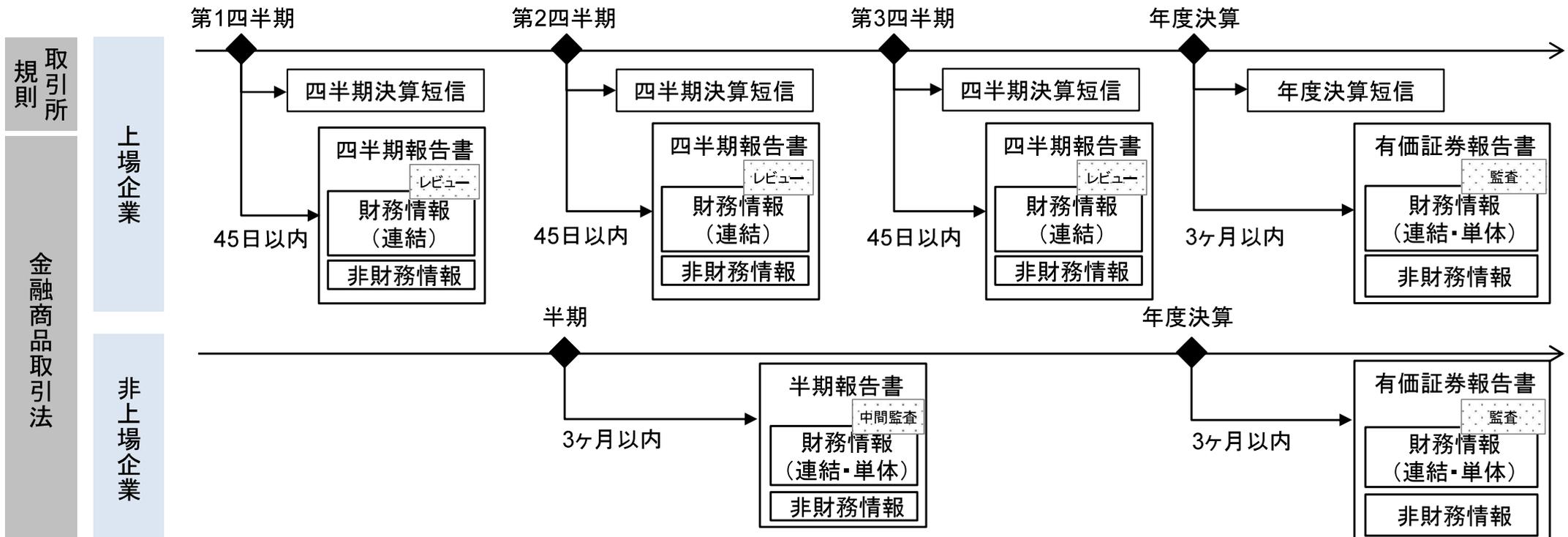
四半期決算短信と四半期報告書の「一本化」

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月)では、開示のタイミング、投資家の利用状況、企業の積極的な開示姿勢の後押し等の観点から、法令上の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所の規則に基づく四半期決算短信へ「一本化」することが提言。加えて、具体的な課題として以下が示された

➤ 四半期開示の見直しに係る具体的な課題

- 全部又は一部の上場企業を対象とした四半期決算短信の義務付けの有無
- 四半期決算短信の開示内容
- 四半期決算短信の監査法人によるレビューの有無
- 四半期決算短信の虚偽記載に対するエンフォースメント確保の手段
- 半期報告書の記載事項及び監査法人の保証のあり方

現行の開示制度(四半期、半期、年度)



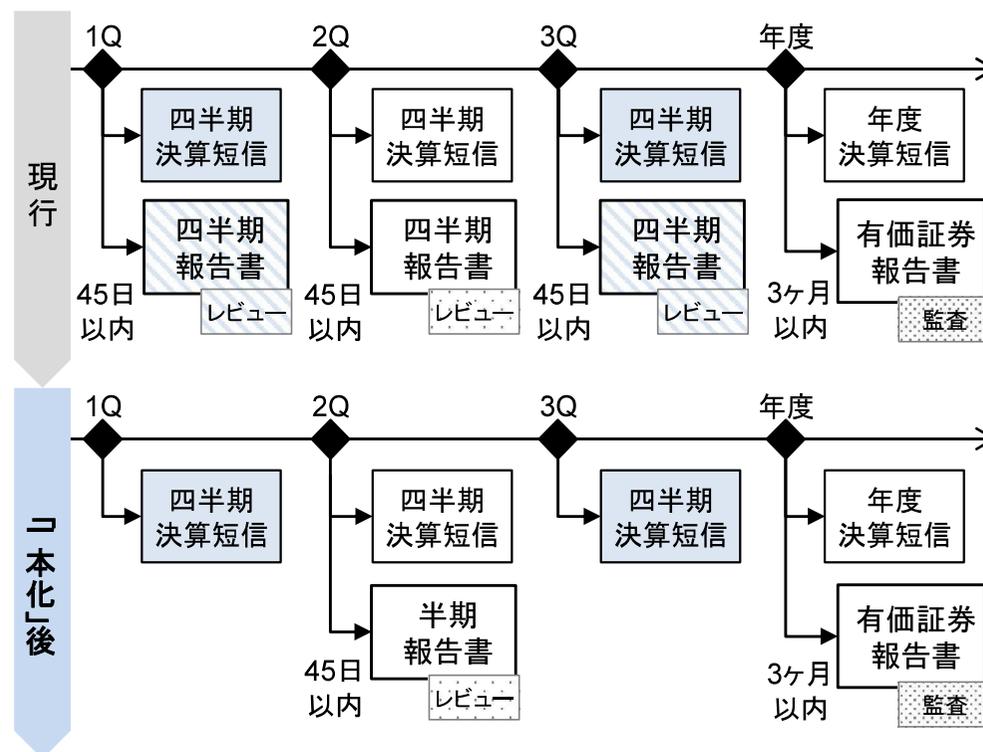
金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(四半期開示)(2022年12月公表)

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、四半期開示について、以下の内容を取りまとめ

四半期開示

(法改正事項)

- 企業が都度発信する情報の重要性の高まりを踏まえ、取引所の適時開示の充実を図りながら、**将来的に**、期中において、情報の信頼性を確保しつつ、**適時の情報開示に重点を置いた枠組みに見直すことも議論**
- 四半期開示(第1・第3四半期)について、**金融商品取引法上の開示義務を廃止**(法改正事項)、取引所の規則に基づく**四半期決算短信へ「一本化」**するべく、具体化を取りまとめ
 - 当面は、**四半期決算短信を一律義務付け**。今後、適時開示の充実の状況等を見ながら、**任意化について継続的に検討**
 - **開示内容**については、四半期決算短信の開示事項をベースに、**投資家からの要望が特に強い情報(セグメント情報等)を追加**
 - **監査人によるレビュー**については、**任意とするが、会計不正等が起こった場合には一定期間義務付け**
 - **虚偽記載**に対しては、取引所のエンフォースメントをより**適切に実施**。ただし、意図的で悪質な虚偽記載については、**罰則の対象**になりうる
 - 半期報告書について、上場企業は、**現行の第2四半期報告書と同程度の記載内容と監査人のレビューを求め**ることとし、提出期限は**決算後45日以内**に。非上場企業も**上場企業と同じ枠組みを選択可能**(法改正事項)
 - **半期報告書及び臨時報告書の金融商品取引法上の公衆縦覧期間(各3又は1年間)を5年間へ延長**(法改正事項)



[参考]四半期決算短信、四半期報告書の比較(財務情報)

- 2022年12月公表のディスクロージャーWG報告では、投資家の要望が特に強い事項(セグメント情報、キャッシュ・フローの情報等)について、四半期決算短信の開示内容に追加する方向で、取引所において具体的に検討を進めることを提言

		四半期 決算短信	四半期 報告書			四半期 決算短信	四半期 報告書
本表	四半期貸借対照表	○	○	主な注記	四半期キャッシュ・フロー 計算書関係	—	○
	四半期損益計算書	○	○		株主資本等関係	○	○
	四半期キャッシュ・フロー 計算書	—	○ (2Qのみ) ^(注1)		金融商品関係	—	○ ^(注2)
主な注記	継続企業の前提	○	○		有価証券関係	—	○ ^(注2)
	連結・持分法適用の範囲の変更	○	○		デリバティブ取引関係	—	○ ^(注2)
	会計方針の変更	○	○		企業結合関係	—	○
	四半期特有の会計処理	○	○		収益認識関係	—	○
	連結範囲外の子会社等 (重要なもの)	—	○		セグメント情報	—	○
	追加情報	—	○		1株当たり情報	—	○
	四半期貸借対照表関係	—	○		重要な後発事象	—	○
	四半期損益計算書関係	—	○				

(注1)第1四半期及び第3四半期は省略可。この場合には、減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係るものを含む。)及びのれんの償却額を注記する。

(注2)企業集団の事業の運営において重要であり、かつ、前事業年度末から著しい変動が認められる場合に注記が必要。また、企業集団の総資産や総負債の大部分を金融資産や金融負債等が占める場合を除き、第1四半期及び第3四半期は省略可。一方、IFRSでは、これらにかかわらず注記が必要(IAS第34号16A)。

[参考] 四半期決算短信と四半期報告書の比較(非財務情報)

- 2022年12月公表のディスクロージャーWG報告では、四半期報告書において、直近の有価証券報告書の記載内容から重要な変更があった場合に開示が求められてきた事項(例えば、「重要な契約」)について、重要な変更があった場合などについて、「一本化後」は臨時報告書の提出事由とすることを提言

	四半期決算短信 (取引所規則) ※要請事項	四半期報告書 (金融商品取引法)	臨時報告書 (金融商品取引法)	適時開示 (取引所規則)
企業の概況	サマリー情報(業績予想含む)	主要な経営指標等の推移	—	—
	—	事業の内容 (重要な変更があった場合のみ)	—	—
事業の状況	継続企業の前提に関する重要事象等 (存在する場合のみ)	事業等のリスク (重要な変更があった場合のみ) ^(注1)	—	—
	—	経営上の重要な契約等 (重要な変更があった場合のみ) ^(注2)	※ ただし、提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(数値基準あり)が発生した場合、記載が求められる	※ ただし、合併等の組織再編行為や、重要な事項であって、投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものを行うことについて決定をした場合又は生じた場合、記載が求められる
	—	財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況の分析(キャッシュ・フローの状況の分析は2Qのみ)		
—	研究開発活動の状況 (重要な変更があった場合のみ)			
提出会社の状況	—	株式等の状況		
	—	役員の状況 (異動があった場合のみ)		代表取締役又は代表執行役の異動

以下の場合に記載を要する

- (注1) - 当四半期連結累計期間に投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合
 - 当四半期連結累計期間に前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに重要な変更があった場合
 - 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他重要事象等が存在する場合

- (注2) - 当四半期連結累計期間に事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合

[参考]虚偽記載に係る課徴金納付命令及び取引所のエンフォースメント

- 課徴金納付命令勧告の対象となった開示書類の虚偽記載は、1年以上にまたがる事例が多数であるが、第1・第3四半期のみを対象とする事例も存在(四半期報告制度導入のきっかけの一つとなった四半期決算短信の虚偽記載事案は、第3四半期の1四半期会計期間に係る虚偽記載であった)
- 取引所において、上場企業への審査の結果、複数のエンフォースメントを実施

虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告の対象書類と件数 (2016年7月1日から2022年6月30日までを対象)

- **第1・第3四半期の四半期報告書のみを対象とした件数 1件**
(1四半期会計期間に係る虚偽記載に対して課徴金納付命令勧告)
- **有価証券報告書や複数年度・第2四半期の四半期報告書を含めた件数 39件**

決算短信の不適正開示^(注1)に係る取引所のエンフォースメントの状況 (2018年1月1日～2022年8月31日までを対象)

- **特設注意市場銘柄の指定 11件(※1)**
- **改善報告書及び改善状況報告書の提出 31件**
- **公表措置 29件**
- **上場契約違約金 10件**

※1 うち1件は、特設注意市場銘柄指定後、内部管理体制が改善されなかったため、上場廃止

※2 上記措置を併用して実施することがあり、件数は重複を含む

(注1) 東京証券取引所が、開示の時期の適切性、開示された情報の内容が虚偽ではないかどうかなどの観点から審査し、「有価証券上場規程施行規則」第2編第4章第2節の規定に違反したものと認めたもの。
(出所) 開示規制違反に係る課徴金納付命令勧告の実施状況、東京証券取引所ウェブサイト「上場会社への措置」より金融庁作成

目次

I. 四半期開示の見直し

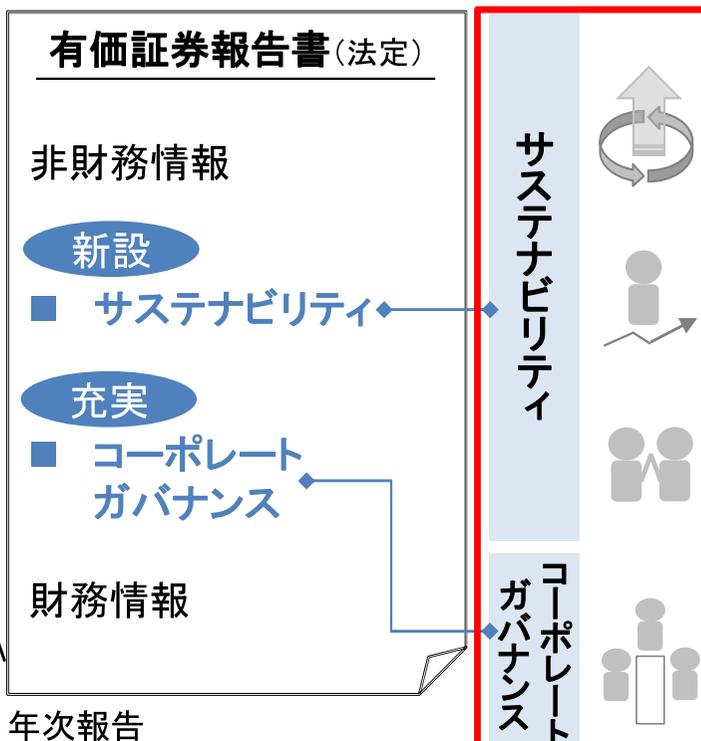
II. 企業内容等の開示に関する内閣府令の改正等について

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要(2022年6月公表)

- ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ

非財務情報開示の充実

(府令改正事項)



全般

- サステナビリティ情報の『記載欄』を新設
 - ・ 「ガバナンス」と「リスク管理」は、全ての企業が開示
 - ・ 「戦略」と「指標と目標」は、各企業が重要性を判断して開示

人的資本

- 「人材育成方針」、「社内環境整備方針」を記載項目に追加

多様性

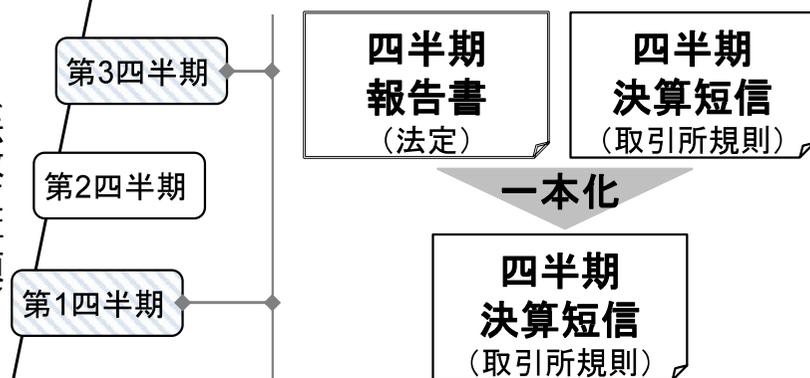
- 「男女間賃金格差」、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」を記載項目に追加

取締役会の機能発揮

- 「取締役会、指名委員会・報酬委員会の活動状況」の『記載欄』を追加

開示の効率化

(法改正事項)



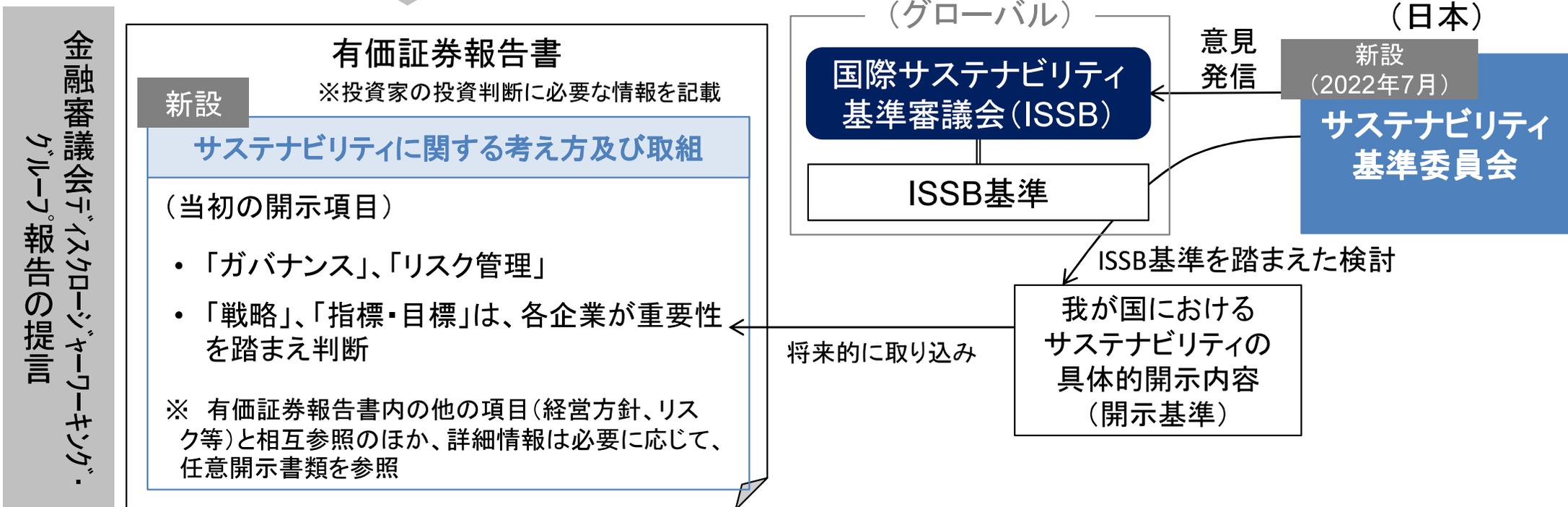
四半期開示の見直し

- 金融商品取引法の四半期開示義務(第1・第3四半期)を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に「一本化」
- 「一本化」の具体化に向けた課題(義務付けのあり方、開示内容、虚偽記載に対するエンフォースメント、監査法人によるレビュー等)は、検討を継続

(注)上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

サステナビリティ開示に関する対応

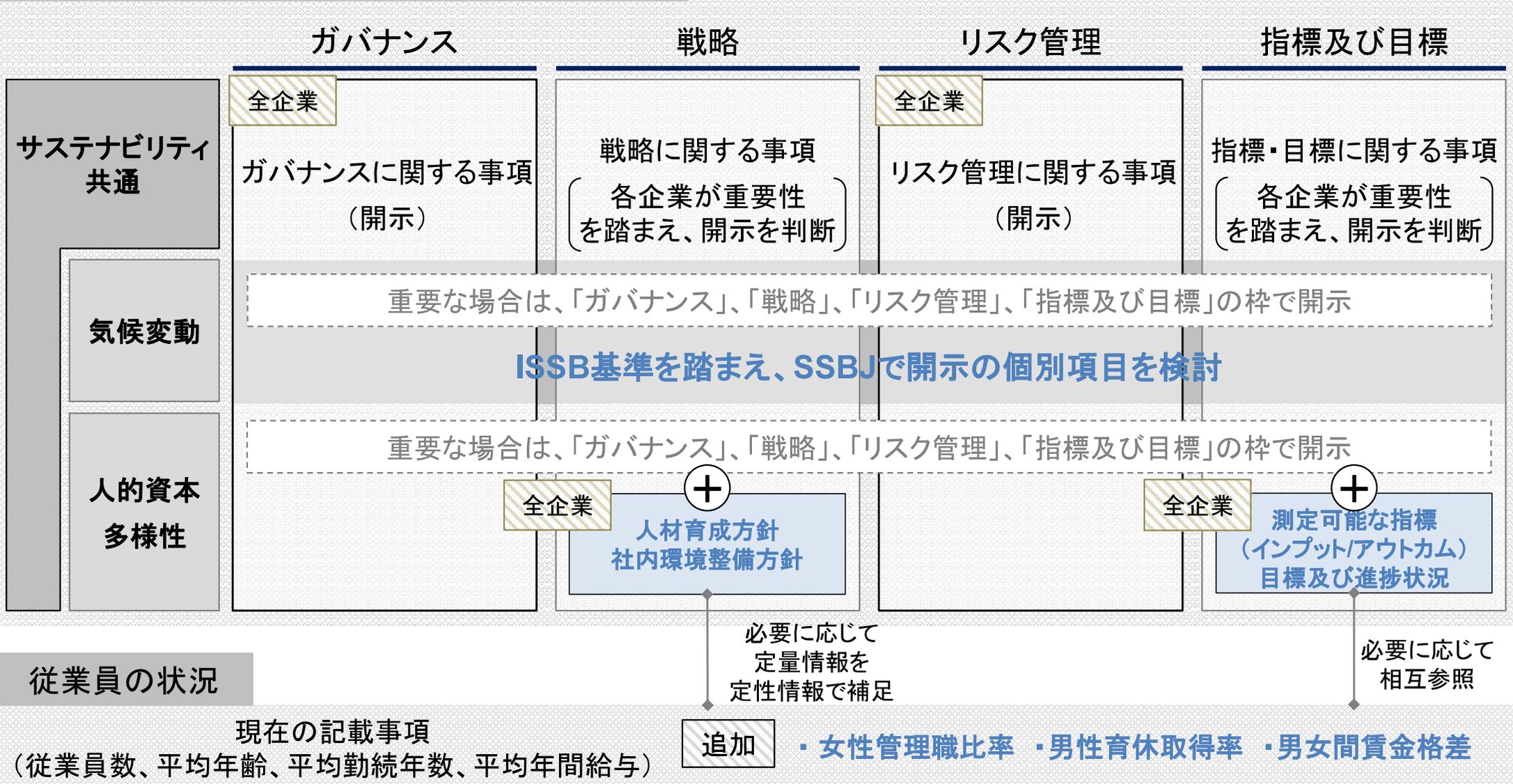
- 日本企業の創意工夫によりサステナビリティ開示が積み上がっている中、金融審議会（ディスクロージャーワーキング・グループ）では、有価証券報告書（法定書類）において、サステナビリティ情報の「記載欄」の新設を提言（2022年6月）
- 将来的には、日本の「サステナビリティ基準委員会」が検討した具体的開示内容（開示基準）を、有価証券報告書のサステナビリティ情報の「記載欄」に取り組むことを検討



サステナビリティ開示の概観

□ 有価証券報告書の「サステナビリティに関する考え方及び取組」と「従業員の状況」に以下の事項を記載

サステナビリティに関する考え方及び取組[新設]



金融審議会ディスクロージャーWG報告(2022年6月)を踏まえた内閣府令改正案の概要

- ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえて、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設するほか、人的資本・多様性やコーポレートガバナンスに関する開示の拡充を行う。2023年3月期から適用予定(2022年11月7日～12月7日までパブリックコメント実施)

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等(充実)

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況(充実)

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

従業員の状況

- 既存の項目に加えて、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示を求める

サステナビリティに関する考え方及び取組

- サステナビリティ情報についての「記載欄」を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」及び「指標及び目標」の開示を求める
 - ✓ 「戦略」及び「指標及び目標」については、各企業が重要性を踏まえて開示を判断
 - ✓ 人的資本について、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績を開示

コーポレート・ガバナンスの状況

- 既存の項目に加えて、「取締役会等の活動状況」などの開示を求める

サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正案

- 有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」では、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する（2023年3月期から適用予定）

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

サステナビリティに関する考え方及び取組

(1) ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
（記載イメージ：取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等）

(2) 戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
（記載イメージ：企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等）

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

(3) リスク管理 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
（記載イメージ：リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等）

(4) 指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報（記載イメージ：GHG排出量の削減目標と実績値等）

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示（注1）

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

（記載に当たっての留意事項）

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類（統合報告書、データブック等）の参照も可能^{（注2）}
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

（注1）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」に基づく情報の公表を行っている企業が対象となる

（注2）任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

多様性に関する指標の記載イメージ

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえて、有価証券報告書において、多様性に関する指標を追加(2023年3月期から適用予定)
- 女性活躍推進法又は育児・介護休業法に基づき、女性管理職比率、男性の育児休業等取得率及び男女間賃金格差の公表を行う企業は、有価証券報告書においても開示が求められる

有価証券報告書における多様性に関する指標の記載イメージ

従業員の状況

指標を公表した連結子会社(※1)

提出会社及び 連結子会社	管理職に占める 女性労働者の割合	男性の育児休業等 取得率(※2)	男女の賃金の格差			任意の追加的な 記載欄(※3)
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
提出会社	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%
連結子会社A	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%
⋮						

任意

連結グループ	管理職に占める 女性労働者の割合	男性の育児休業等 取得率(※2)	男女の賃金の格差			任意の追加的な 記載欄(※3)
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
提出会社 (連結グループ)	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	xx.x%	(※4).....

(※1)「従業員の状況」に記載しきれない場合は、主要な連結子会社のみを「従業員の状況」に記載し、それ以外を有価証券報告書の「その他の参考情報」に記載することも可能
 (※2)女性活躍推進法に基づき雇用管理区分ごと(正規、パート等)の男性の育児休業取得率を公表した場合、有価証券報告書においても雇用管理区分ごとの実績を記載する
 (※3)数値の背景、各社の取組み、目標をより正確に理解できるように、任意で、より詳細な情報や補足的な情報を記載することも可能
 (※4)連結グループで記載する際に、海外子会社を含めた指標を記載するなど女性活躍推進法等と定義が異なる場合には、その指標の定義を記載する

取締役会等の活動状況等の記載欄の追加に係る改正案

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(2022年6月公表)を踏まえ、取締役会等の機能発揮の観点から、有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況」に「取締役会等の活動状況」等の記載欄を新設し、2023年3月期から適用予定

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- サステナビリティに関する考え方及び取組
- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

コーポレート・ガバナンスの状況 ※青字新設

(1) コーポレート・ガバナンスの概要

- 企業統治の体制の概要(取締役会や各委員会の体制等)

＜新設＞取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役等の出席状況等)

(2) 役員の状況(役員の略歴一覧)

(3) 監査の状況

- 監査役監査の状況(体制、活動状況等)、内部監査の状況

＜新設＞内部監査の実効性を確保するための取組み(デュアルレポーティングラインの有無を含む)

- 会計監査の状況、監査報酬の内容

(4) 役員報酬の状況(報酬方針、業績連動報酬の内容、個別報酬額等)

(5) 政策保有株式の状況

- 政策保有株式の保有方針、銘柄ごとの情報等

＜新設＞政策保有株式の発行会社と営業上の取引、業務上の提携をしている場合の説明

[参考]金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要 (サステナビリティ開示)(2022年12月公表)

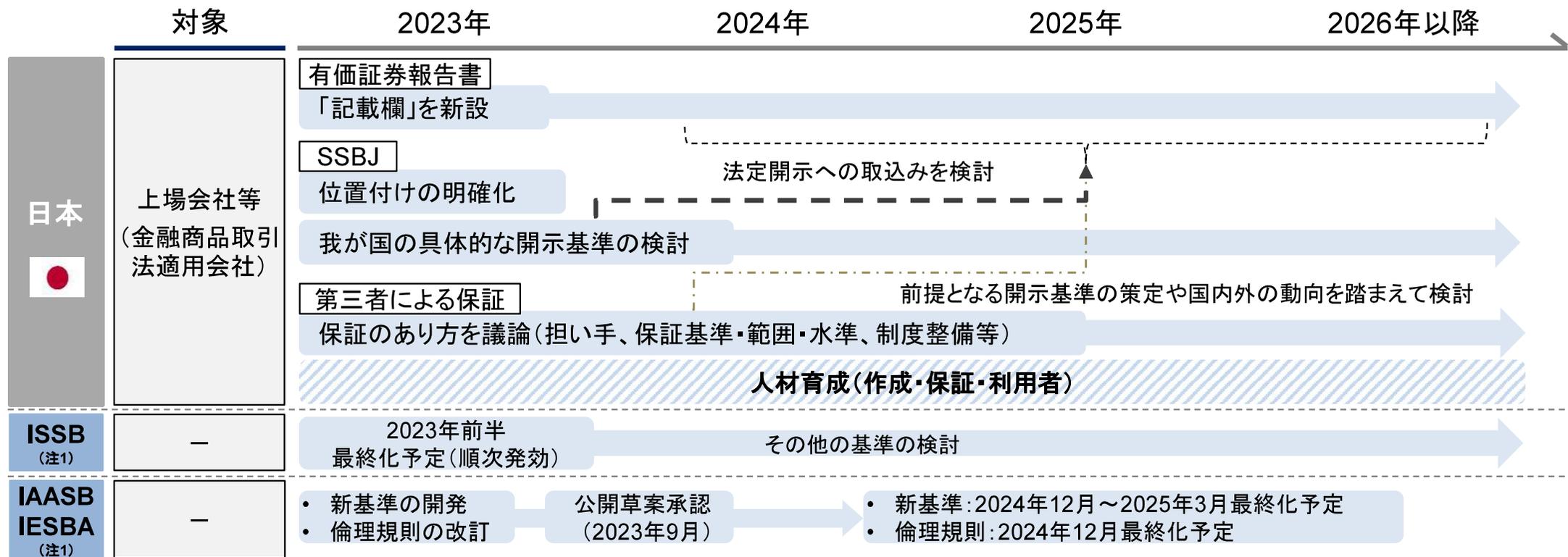
- ディスクロージャーワーキング・グループでは、2022年6月の報告において検討事項とされた、四半期開示とサステナビリティ開示について審議。このうち、サステナビリティ開示について、以下の内容を取りまとめ

サステナビリティ開示

- 我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)や今後策定される開示基準を、法令上の枠組みの中で位置づけ(府令事項)
 - 今後の検討課題(サステナビリティ開示基準、開示内容に対する第三者による保証^(※)等)、ロードマップについて議論
- ※保証とは、独立した第三者が、情報の信頼性を高めるために、その情報が正しいかどうかについて結論を表明すること

我が国におけるサステナビリティ開示のロードマップ

※ 将来の状況変化に応じて随時見直し



(注1) ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)、IAASB(国際監査・保証基準審議会)、IESBA(国際会計士倫理基準審議会)

(注2) 米国は、大規模早期提出会社(時価総額700百万ドル以上等の要件を満たす会社)に、Scope1・2の開示を2023年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。欧州は、従業員500人以上の上場会社等に、CSRD及びESRSを2024年度から適用開始し、その後、企業規模に応じて段階的に適用予定。加えて2028年度から、EU市場での純売上高が大きいEU域外企業グループへ適用予定。また、第三者による保証について、米国や欧州では、企業規模に応じて段階的に、限定的保証から導入し、合理的保証に移行する予定。